

大分県報

令和四年
号外（二七）
三月三十一日

（木曜日）

目次

条 例

大分県税条例等の一部改正……………

○条 例

大分県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十七号

大分県税条例等の一部を改正する条例

（大分県税条例の一部改正）

第一条 大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項中「第五十三条第五十一項」を「第五十三条第六十一項」に改める。

第三十五条第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号口中「第

七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改め、同項第二号中「ガス供給業（」を「ガス供給業のうち）」に、「以外のもののうち、同条第十

項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同

項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）を「（以下この節において「導管ガス供給業」という。）」に、「及び貿易保険業」を

「並びに貿易保険業」に改め、同項に次の一号を加える。

四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二十条第十項に規定するガス製造事業者（同法第五

令和四年三月三十一日

大分県報号外（条例）

一

供給区域内においてガス製造事業（同法第二十条第九項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。第三十五条の第四項において「特定ガス供給業」という。） 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第三十五条の第三第二項中「ガス供給業」の下に「（導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。以下この節において同じ。）」を加え、「及び」を「若しくは」に改める。

第三十五条の第四第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号ハ中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率」を「各事業年度の所得に百分の二」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ハの表を削り、同項第二号中「特別法人」の下に「（法第七十二条の二十四の七第七項に規定する特別法人をいう。第五項各号において同じ。）」を加え、同条

第二項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第四項中「もの」の下に「（第三十五条第一項第一号イに掲げる法人を除く。）」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八を乗じて得た金額

二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七を乗じて得た金額

三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二を乗じて得た金額

第三十六条の九の第二第一項中「場合又は」を「とき、又は」に、「場合においては」を「ときは」に、「ときに限り」を「ときに限り、」に改め、同条第二項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「場合においては」を「ときは」に、「ときに限り、」を「ときに限り、」に改め、同条第二項中「及び第二項」を「ときに限り、」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項前段又は同項後段の申告がなかつた場合においても、当該住宅の取得が法第七十三条の十四第一項又は第三項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第一項又は第三項の規定を適用することができる。

第三十六条の九の二に次の一項を加える。

4 知事は、前項前段又は同項後段の申告がなかつた場合においても、当該土地の取得が前条第一項から第三項までに規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第一項から第三項までの規定を適用することができる。

附則第十九条中「同条第四項第二号」を「同条第五項第一号」に改める。

附則第二十条中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

(大分県条例等の一部を改正する条例附則第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一項第五号に掲げる規定による改正前の大分県条例の一部改正)

第二条 大分県条例等の一部を改正する条例(令和二年大分県条例第二十三号)附則第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一項第五号に掲げる規定による改正前の大分県条例の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号口中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改め、同項二号中「ガス供給業」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。以外の方が行うものを除く。以下この節において同じ。)」を「(以下この節において「導管ガス供給業」という。)」に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項第三号中「及び電気事業法第二条第一項第十四号」を「、同法第二条第一項第十四号」に改め、「発電事業等」という。の下に「及び同法第二条第一項第十五号の三に規定する特定卸供給事業(以下この節において「特定卸供給事業」という。)」を加え、同項に次の一号を加える。

四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二条第十項に規定するガス製造事業者(同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業(同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。))を行う者に限る。が)を行うもの(導管ガス供給業を除く。第三十五条の四第四項において「特定ガス供給業」という。 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第三十五条の三第二項中「ガス供給業」の下に「(導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。以下この節において同じ。)」を加え、「及び」を「若しくは」に改める。

第三十五条の四第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号ハ中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率」を「各事業年度の所得に百分の」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ハの表を削り、同項第二号中「特別法人」の下に「(法第七十二条の二十四の七第七項に規定する特別法人をいう。第五項各号において同じ。)」を加え、同条第二項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に、「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第三項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特

定卸供給事業」に改め、同条第四項中「もの」の下に「(第三十五条第一項第一号イに掲げる法人を除く。)」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

- 4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。
 - 一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八を乗じて得た金額
 - 二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七を乗じて得た金額
 - 三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二を乗じて得た金額
- 附則第十九条中「同条第四項第二号」を「同条第五項第一号」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(法人の事業税に関する経過措置)
- 2 第一条の規定による改正後の大分県条例(第五項において「新条例」という。)の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 3 第二条の規定による改正後の大分県条例等の一部を改正する条例附則第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一項第五号に掲げる規定による改正前の大分県条例(次項において「新令和二年改正前大分県条例」という。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 4 新令和二年改正前大分県条例第三十五条第一項第三号、第三十五条の四第二項(同号に規定する特定卸供給事業に係る部分に限る。)及び第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)
- 5 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。